

生駒市規則第31号

生駒市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成24年9月27日

生駒市長 山下 真

生駒市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定特定相談支援事業者 障害者自立支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。

(2) 指定障害児相談支援事業者 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。

(指定の申請等)

第3条 障害者自立支援法第51条の20第1項及び児童福祉法第24条の28第1項の申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定（更新）申請書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添付して行うものとする。

2 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(指定の更新の申請等)

第4条 障害者自立支援法第51条の21第2項において準用する同法第51条の20第1項及び児童福祉法第24条の29第4項において準用する同法第24条の28第1項の申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定（更新）申請書に市長が別に定める書類を添付して行うものとする。

(変更の届出等)

第5条 障害者自立支援法第51条の25第3項及び児童福祉法第24条の32第1項の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書（様式第2号）により、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 障害者自立支援法第51条の25第4項及び児童福祉法第24条の32第2項の規定による届出は、廃止・休止届出書（様式第4号）により行うものとする。

(公示)

第6条 障害者自立支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37

の規定による公示は、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定、事業の廃止の届出又は指定の取消し（以下この条において「指定等」という。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項
(施行の細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号(第3条、第4条関係)

受付番号

指定特定相談支援事業所 指定(更新)申請書
 指定障害児相談支援事業所

年 月 日

生駒市長 殿

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

印

障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所の指定(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —)		
	法人である場合その種別		法人所轄庁		
	連絡先		電話番号		FAX番号
	代表者の職・氏名		職名		フリガナ 氏名
	代表者の住所		(郵便番号 —)		
指定 (更新) とする事業の 種類	フリガナ				
	名称				
	事業所の所在地		(郵便番号 —)		
	事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の 事業開始予定年月日	様式	備考
	特定相談支援事業			付表	
障害児相談支援事業			付表		
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。					
事業所番号					指定年月日
既に地域相談支援事業(地域移行支援)の指定を受けている場合は記載してください。					
事業所番号					指定年月日
既に地域相談支援事業(地域定着支援)の指定を受けている場合は記載してください。					
事業所番号					指定年月日
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記載してください。					
事業所番号					指定年月日
介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記載してください。					
事業所番号					指定年月日

備考

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄には、今回申請をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 5 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の申請も併せて行ってください。

様式第2号(第5条関係)

変更届出書

年 月 日

生駒市長 殿

事業者 所在地
名称
代表者



次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

事業所番号							
指定内容を変更した事業所		名称					
		所在地					
変更があった事項		変更の内容					
		(変更前)			(変更後)		
1	事業所の名称						
2	事業所の所在地						
3	申請者の名称						
4	主たる事務所の所在地						
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名						
6	定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)						
7	事業所の平面図						
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴						
9	事業所の相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴						
10	運営規程						
11	相談支援給付費の請求に関する事項						
12	役員の氏名、生年月日及び住所						
13	主たる対象者						
変更年月日		年 月 日					

備考

- 1 該当項目番号に「○」を記載してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更した日から10日以内に届け出てください。

様式第3号(第5条関係)

再開届出書

年 月 日

生駒市長 殿

事業者 所在地
名称
代表者



次のとおり事業の再開をしたので届け出ます。

	事業所番号													
再開した事業所	名称													
	所在地													
再開した年月日	年 月 日													

備考

- 1 当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開した日から10日以内に届け出てください。

様式第4号(第5条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

生駒市長 殿

事業者 所在地
名 称
代表者



次のとおり事業の廃止・休止をしますので届け出ます。

	事業所番号																		
廃止・休止しようとする事業所	名 称																		
	所 在 地																		
廃止・休止しようとする年月日	年 月 日																		
廃止・休止しようとする理由																			
現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置																			
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日																		

備考 廃止・休止しようとする日の1月前までに届け出てください。